

平成27年監査公表2号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成26年度工事監査を実施し、その結果について同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月24日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 矢嶋恵美

工事監査

1. 監査実施日 平成27年1月16日（金）
2. 監査の対象 斎藤学習等供用施設改修工事
3. 監査の方法 平成26年度施行の工事から上記工事を抽出した。

より優れた工事の完成を目的とし、工事の設計図書及び仕様書が適切かどうか、適合した工事なのかを、現場確認及び関係職員や施工業者の説明を求め、調査を実施した。

また、この監査は工事技術を主眼とするため、調査を公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、その結果を参考に報告する。

齋藤学習等供用施設改修工事

| | | |
|-------|--------|--|
| 1. 概要 | 請負金額 | 20,196,000 円 (うち 1,496,000 円 消費税及び地方消費税) |
| | 工事請負業者 | 大藪建設株式会社 |
| | 工事期間 | 平成 26 年 10 月 30 日～平成 27 年 3 月 13 日 |
| | 工事概要 | 齋藤学習等供用施設(RC 造 2 階建 延床面積 672.6 m ²) における改修工事 ・ 直接仮設工事 ・ 外部改修工事 ・ 内装改修工事 ・ 防水改修工事 ・ 外構改修工事 ・ 給排水衛生ガス改修工事 ・ 電気改修工事 |
| | 進捗状況 | 計画出来高 30.0% 実施出来高 32.0% (平成 26 年 12 月末現在) |

2. 監査の意見

(1) 書類関係について

- ア. 建設業退職金共済制度への加入及び掛金収納書が確認できなかった。
工事積算において、現場管理の率計上にも含まれている。
- イ. 扶桑町公共工事請負契約約款第 46 条(火災保険等)に記載されている本工事の工事保険に火災保険が付与されているとのことであった。
火災保険等契約書の写しと共に、期日の確認(検査完了及び工事目的物引渡し迄)をしておくことが必要である。

(2) 設計・積算に関する書類について

- ア. 市販の「建設物価」、「建築施工単価」、「建築コスト情報」及び「積算ポケット手帳」等を使用し、積算されていた。「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数 3 者の徴取がなされていた。見積比較を経て最低単価に

適正なスライド掛率の選定を行い、扶桑町単価として積算していた。適正であると判断される積算であった。

設計図書の鏡に、使用する刊行物等の適用年月を記載し明確にすること。

(3) 施工に関する書類について

ア. 特定建設作業の実施届出書の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保存されていた。

しかし、労働保険一括有期事業開始届の労働基準監督署提出（控え）を確認できなかったため、提出させることが望まれる。

イ. 施工計画を活用し、材料承認、段階確認検査など、監督員の検査チェックの忘れがなく、システムティックに管理できるよう分かり易くすると良い。工種毎の番号を統一させる等、例えば、「鉄筋施工計画」→「鉄筋材料承認」→「鉄筋段階確認検査」と連動させた管理をすると分かり易くなると思われる。検討されたい。

ウ. 工事材料承諾願や工事材料確認願などは、工事請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

しかし、施工計画で材料承諾しているのか、材料承諾願いで確認しているのか不明瞭であった。

(4) 建設廃棄物処理に関する書類について

ア. 産業廃棄物収集運搬業者（中部グリーンシステム）の運搬車登録車両一覧を一連書類として添付させること。

(5) 安全管理に関する書類について

ア. 作業員への安全管理は、朝礼、TBM、KY活動、新規入場者教育などの記録で作業員に周知徹底がなされているのか確認できなかった。施工計画に記載している安全管理項目の遂行指導をお願いする。

(6) 工事別検査事項関係書類について

ア. 現場進捗と管理が一体となるようより徹底した書類整理をお願いする。

(7) 現場施工状況調査における所見について

ア. 現場の廃棄物置き場は、一時的な保管場所であり、保管基準に従い適正に管理すること。保管施設としての掲示板（60cm×60cm）が必要である。

イ. 工事現場への掲示が必要な許可票等の記載に誤りがあったため、確認と指導が必要である。

建設業法等による工事現場への掲示については、「公衆の見やすい場所」若しくは「関係労働者に見やすい場所」への掲示が規定されていることから、各掲示につき記載事項や掲示方法を担当部局、契約検査担当等で統一したものを策定することが望ましい。

(8) 技術監査（調査）全般について

全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されていた。現場の施工管理状態は良好であった。

サンプリング監査のため、細部まで確認することができなかったが、工事の監督員管理及び委託工事監理業務は適正であった。

材料承認一覧表・段階確認書・出来形管理図表などは管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な突合・照合をすると管理が簡便化される。

例えば、「関係届出書類一覧表」、「施工計画提出予定一覧表」、「使用材料承諾予定一覧表」、「段階確認予定一覧表」等、委託工事監理者に適切なチェックリストを作成させることについて検討をお願いする。

工事監理業務委託において、国土交通省営繕ガイドラインに沿う「確認項目及び確認方法の例示一覧」を参考に確認項目と上記チェックリストとを関連付ける管理をなされると良い。

今後、竣工までの間が、繁忙時期となる。安全に対して重点指導の徹底をお願いする。